

明シマシタ通り、經過的ニ作タモノデアリマシテ、マダ本當ノモノデアリマセヌ、色々サウ云フ點ニ對スル非難モ大分アリマス、今度ハ矢張り法律ノ規定ニ基キ正當ナルモノニシテ、サウシテ出來ルケテ爭議ノ調停ハ此ノ機關ニ據ラシタイト云フ方針デ居リマス、ソレカラ尙其ノ背後ヲ成スヤウナコトニ對シテ、何カ色々ノ機關デモト云フヤウナ御示シモアリマシタガ、サウ云フ點ニ付アモ色々政府モ考ヘナクチヤナラスト云フコトハ思フテ居リマス、マア大體此ノ勞働問題ノ起キマスル中心問題ハ矢張り實質問題デアリマス、實質問題ト申スノハ、此ノ三四箇月以來ノ問題ハ主トシテ賃銀ノ問題ガ中心デアリマス、賃銀ヲ換ヘレバ、物價騰貴ニ伴フ此ノ「インフレーション」ノ問題、ソレニ對シテ勞働者ノ生活確保ト云フ問題ガマア中心デ大部分ノ問題ハ起キテ居リマス、ソレカラ最近斯ク云フ鐵道「ゼネスト」ナドノ傾向又見マスルト、是ノ所謂整理ニ伴フ鐵道ノ問題ト云フヤウナ問題ガ起キテ、是カラ恐ラクサウ云フ問題及退職手當ナドノ問題ヲ繞リテ、勞働爭議ガ起サルノデヤナイカト云フ風ニ考ヘテ居リマス、其ノ中間ニ色々勞働法ノ反對ト云フヤウナコトモ、色々「デモンストレーション」ナドモアリマシタケレドモ、是ハ主トシテ政治的ノ問題デアリ、本當ノ勞働條件ノ問題ト私共ハ考ヘテ居リマセヌ、段々斯ク云フ問題ヘテ居リマセヌ、現ニ「ゼネスト」ヲ勞働法ノ問題ナドハ影モ形モナクカウテ居リヤウニ私ハ見テ居リマス、ソレデ出來ルダケ政治的目的ノモノハ此ノ勞働爭議カラ段々遠ザカリマシテ、サウ

シテ本當ノ勞働條件ノ問題ガ爭議ノ中心ナルベキモノデアリ、又サウ云フ風ニヤルベキモノダト云フ風ニ問題ヲ考ヘテ居リマス、サウシマスルト、問題ノ根本的解決ト云フモノハドウシテモ經濟問題ニナリマス、ソレデ生活問題ニ關聯シタ問題ハ、矢張り「インフレーション」ナリ、或ハ物價ナリ、或ハ食糧ナリト云フ問題ノ解決ガ一番重點ニナツテ來マス、ソレカラ是カラモ起ルダラウト豫想サレル整理ノ問題ナドニ關シマシテハ、是ハ産業ノ振興、結局此ノ失業率ヲ暫定的ニドウスルト云フコトヨリモ、本當ニ失業トナツテ現レテ來ル所ノ谷ノ水ノ最モ好イ田ニ導ク、結局灌溉用水トシテ使フト云フ風ニ仕向ケテ行ク産業ノ振興ト云フ面ガ最モ重要デアル、ソレデ及バヌ點ハ失業對策ナリ生活保護ナリノ面ニ持ツテ行クト云フ風ニ考ヘテ居リマス、サウ云フ問題ノ實質的ノ解決ト云フコトガ問題ノ中心デアラウト云フ風ニ考ヘテ居リマス、サウシテ斯ク云フ法律ナリ或ハ勞働委員會ナドノ運用ト云フ問題ニ付キマシテハ、是ハ出來ルダケ御指摘ノヤウナ公正ナル第三者ヲ出來ルダケ介在サセマシテ、サウシテ圓滑ナル運用ヲ期シテ行ク、尙政府全體トシマシテ、或ハ決定本部ヲ中心ニ安定會議ナドモ設ケラレマスルシ、サウ云フ面ニ於テ勞務面其ノ他ハ十分ニ考究サレテ行クト云フヤウナ工合ニ大體體制ヲ考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵山名義鶴君 政府ノ方デモ具體的ニ色々御考慮ニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、私ハ唯其ノ實施ノ速カナラムコトヲ祈ルノデアリマスルガ、唯私ノ印象ヲ申上ゲテハ非常ニ何デスガ、何カ今ノヤウナ狭イ專門ノ……勿論經濟上ノ實務ヲ具體的ニ處理スルノデアリマスルカラ、其ノ局ニ當ルノハ專門ノ堪能ナ學識ヲ持テ經驗ヲ持ツタ第三者デナケレバナラヌト思ヒマスガ、併シナガラ矢張り此ノ第三者ト其ノ背景ニ關聯、輿論ト云フモノガ是ハ矢張り最後ノ審判ヲ爲スヤウナモノニナル、ドウモ我ガ國ニ於キマシテハ、此ノ勞働關係ノコトハ今日迄非常ニ偏ツテ考ヘラレテ居リ、非常ニ其處ニ偏見ガアルヤウニ考ヘラレル、是ハ矢張り廣イ常識ニシナケレバナラス、サウシテ誰モ公正ナ意見ヲ吐キ得ルヤウニ指導サレルノデナイト、將來ノ不安ニ對シテ十分ナ備ヘガ出來ナイ、サウ云フ趣旨カラ昨日今日度々御尋ラシタデアリマス、色々當局デモ御考慮ニナツテ居ルノデゴザイマスルシ、其ノ速カナ實施ヲ望ミマシテ、私ノ質問ヲ終リマス

○委員長(男爵渡邊修二君) 他ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○中山太一君 只今ノコトニモ關聯シマスガ、此ノ勞働委員會ニ色々ノ段階ガアリマスルガ、調停委員ノ選定ニモ相當候補者ヲ豫メ作り、ソレカラ決定セラレルト云フコトデアリマスガ、勞働委員會ノ方ニ於キマシテハ、殊ニ政府ノ本案ニ於テ希望サレテ居ル所ノ産業平和ノ維持、經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的トスルト云フコトデアリ、勞資相互ガ誠意ヲ以テスル自主的解決ト云フコトガ今日ノ急務デアル、政府モ之ニ調整助力ヲシ、又ハ爭議ヲ防止スルト云フコトガ重點デアルトスレバ、其ノ目的ヲ達成スルニハ、餘程勞資相互ガ自覺シテ居リ、又正常ナル輿論ガ十分ニ現ハレテ來タ時ニハ、極ク圓滑ニ速クニ解決スルト思ヒマス

ガ、サウデナク、或機關ガ矢張り此ノ國家ガ意圖サレ、又勞資相互ガ平常ナ時ニハ念願スル所ノ産業平和、經濟興隆ト云フコトヲ實現シナイヤウニ教育シナケレバナラヌガ、ソレガ問題ガ起ツタ時ニ、相互ノ委員ガ矢張り色々ノ立場カラ主張モシ、又立場ヲ調整スルト云フコトニナリマス、ナカ……解決ガ長引キ、又困難ニ直面スルコトモアラウト思ヒマス、此ノ時ニ昨日來熱心ニ御主張ニナツタ其ノ精神、ヲ御採入レニナツテ、何條デアリマスカ十九條デアリマスカニ於テ、第三者デアル委員ヲ選ブニ對シテ、其ノ人選ニ對シテハ、十分ナル考慮ヲ拂ハレルノミナラズ、更ニ此ノ數ニ對シテハ、勞働代表又ハ使用者代表ノ人員ヲ同數デナクシテモ、場合ニ依レバ其ノ公平ナ第三者ノ數ガ殖エテモ宜イノデヤナイカト云フヤウナコトモ思ハレマス、或ハ双方五名宛デアラナラバ、第三者ノ委員ガ矢張り同數デモ宜イ場合ガアル、又其ノ時ノ場合ニ依レバ十名、双方併セタ數ト同様ト迄ナツテモ宜イト思ヒマス、要ハ出來ルダケ圓滑ニ、而シテ勞働者ノ犧牲ヲ少クシ、使用者モ事業ノ上ニ支障ヲ來サナイヤウニ、全ク共存共榮ノ下ニ事業ノ繼續、運営ガ出來ルヤウナ結果ヲ齎ラシメレバ宜イト思ヒマス、正常ナル輿論ガ之ヲ解決スル力アリトスルナラバ、輿論ト云フ力ヲ立派ニ之ニ加ヘルト云フコトガ只今困難デアリマスカラ、公正ナル第三者ノ數ガ或程度多クアルコトガ、公正ナル輿論ヲ代表スル意味ニナリハシナイカト考ヘマス、之ニ對シテ御考慮ヲ願フ御考ヘナイモノデセウカ、政府ノ御考ヲ承リタイト思ヒマス

○國務大臣(河合良成君) 只今ノ御尋ノ第三者ノ委員ノ選定方法ニ付キマシテハ、是ハモウ極メテ公正ナ人ヲ選ブト云フコトニ最善ノ努力ヲ致ス積リデ居リマス、ソレカラ此ノ員數ノ問題ハ是ハ勞働組合法デ同數ト云フコトニ決ツテ居リマス、組合法ノ改正ヲ出スニアラザレバ此ノ變更ハ出來ナイコトト承知シテ居リマスノデ、只今ハ組合法ヲ變更スルハアリマセヌ

○中山太一君 只今ノ時局ハ産業經濟ノ全ク浮沈、興廢ニ關スル重大ナ時デアリマスカラ、全ク此ノ際勞資協力シテ眞ニ産業平和ヲ以テ相援ケ合ハナケレバナラス時ト存ジマス、ソレニモ拘ラズ列下ノ現狀ハ、極メテ勞資關係ハ緊迫シテ居ルト存ズルデアリマス、之ヲ調整スル爲ニ、本案ヲ政府ハ提出サレ、サウシテ實施サレムトスルノデアリマスガ、本法ノ實施時期ニ對シテハ十分ナル考慮ヲ拂ハレテ、平和日本ノ産業經濟ノ再建ニ資スル爲ニ、又ハ失業防止ニ萬全ヲ期スル爲ニ、餘リニシナイカト思ヒマス、私ハ何時カラト云フ言明ヲ取ルノデアリマセヌガ、普通デアツタナラバ、一月前ナラバ、是ガ半年遅レテモ宜カッタカモ分リマセヌ、又或ハ時期ニナレバ直ニ實施サレナケレバナラヌヤウナコトモ起ルカモ知レヌ、或ハ其ノ中間ニナル場合モアリマセウ、是ハ政治ハ臨機應變ノ措置ヲ執ラナケレバナラヌ、必ズシモ或時期ニ釘付ケサレタ考ニ因ハレテハイケンイト思ヒマスカラ、生キタ政治ヲ行フ上ニ於テ、此ノ實施時期等ニ付テハ、善處シテ誤ラレナイヤウニ願ヒタイト考ヘマスガ、之ニ對シテ御心持ヲ承リタイノデスガ、必ズシモ時期ヲ明示シテナドト云フ、サウ云フ意味ヲ

申スノデタイ點ヲ御含ミ置キテ願ヒタイ
ト思ヒマス、ソレカラ更ニ近ク、或ハ
原案ガ決定スルノデヤナイカト存ジマ
スル勞働基準法、只今基準法ノ草案ト
シテ各方面ニ發表サレテ、公聴會等ガ
催サレテ居リマスガ、組合制度ノ發達
セル英米「ソ」聯等各國ノ基準法等ヲモ
十分ニ參照、檢討サレ、又勞資兩者ノ意
見モ此ノ上トモ十二分ニ實サレテ、我
ガ國産業ノ現狀ニ適應スベキ良法デア
ルヤウニ御配慮願ヒタイト思ヒマス、
是ハ當局ニ於テハ萬端ニイコトト存
ジマスケレドモ、昨年決定シタ組合法
ガ出來タ時ニハ、之ガ審議ヲ十分盡サ
シカッタ憾ガ確ニアリマシタカラ、原
案ヲ修正ト云フヨリモ、原案ヲ修正セ
ズニ済ムヤウニ、十二分ニ御檢討ヲ願
ヒタイト思ヒマスカラ、之ニ對シテ大
臣ノ御所見ヲ伺ヒマス

○國務大臣(河合良成君) 第一ノ點ハ
本法ガ兩院ヲ通過致シマシタトシマシ
タ、其ノ實施時期ニ付テハ御尋デアリ
マシタガ、此ノ實施時期ニ付テハ、只
今ハ何トモ確定シタ決ツテ居リマセ
ヌ、十分政治情勢ヲ考慮シテ實施時期
ヲ決メタイト考ヘテ居リマス、ソレカ
ラ第二ノ勞働基準法ニ對スル御質問ニ
付キマシテハ、御質疑ノ御趣旨ノ通
リ、出來ルダケ勞資双方ノ意見及輿論
ヲ聽キマシテ、サウシテ萬全ヲ期シテ
實施サシタイト云フ考デ居リマス

○委員長(男爵渡邊修二君) 懇談會ニ
入リマス、速記ヲ止メテ……
午前十四時四十七分懇談會ニ移ル
午前十一時四十二分懇談會ヲ終ル

○委員長(男爵渡邊修二君) 懇談會ヲ
閉ヂマス、速記ヲ始メテ、他ニ御質疑
ハズザイマセマカ

第四部第二十類 勞働關係調整法案特別委員會議事速記第六號 昭和二十一年九月十九日

○吉田久君 昨日チヨット質疑ヲ漏ラ
シタデアリマスガ、ソレハ第三者委
員ニ付キマシテ厚生大臣カラ「リスト」
ガ出來ルノデアルト云フコトヲ承リマ
シタガ、ソレハ詰リ勞働委員會ノ「リ
スト」デアルト同時ニ、調停委員會ノ
「リスト」デモアルト承知致シタノデア
リマス、サウ致シマス、使用者側ノ
代表委員ト云フモノト、ソレカラ勞働
者側ノ代表委員ト云フモノト、ソレカ
ラ第三者側ノ代表委員ト云フモノトノ
色分ケガ「リスト」ノ上ニ於テ判然サレ
ルコトニナルデアアルカドウカ、此ノ
點ガ私ハツクリシナカッタモノデアリ
マスカラ、ドウ云フ御考ヲ當局ハ持ッ
テ居ラレカ、承ツテ置クト大變宜カ
ラウト思ヒマスノデ、チヨット伺ヒタ
イト思ヒマス

○國務大臣(河合良成君) 勞働委員會ト
云フモノハ、御承知ノ通りハ勞働ノ場
合ニ於テ勞働委員會ガ出ル譯デス、其ノ
勞働委員會ヲ勞働委員會ニ於テ豫メ用意
シテ居ルノデ、サウ云フ意味ノ「リス
ト」ヲ作ルノデアリマシテ、其ノ「リス
ト」カラ出マスル勞働委員會ハ、勞働ニ關
スル問題ダケデアツテ、調停ノ場合ハ
勞働委員會ノ委員ノ中デ調停委員會ガ出
來ルノデアリマス、是ハ勞働委員會ノ委
員ハチヤント決ツテ居リマスルカラ、
其ノ中デ何名カノ調停委員會ヲ出スト云
フ風ニナツテ居ルノデアリマス、ソレ
ダカラソコノ事情ハハツクリ致スト思
ヒマス、結局勞働委員會ノ勞働者ハ是ハ
「リスト」ノ中カラ出スノデアリマスカ
ラ、是ハ勞働委員會以外ノ御方ノ一般ノ
人カラ、斯ウ云フ人モ、ア、云フ人
モ……勞働委員會モ勿論入ッテモ宜イ思
ヒマスガ、ソレ等ノ人々ガ必要ニ應ジ
テ勞働シテ行ク、是ハ餘程常識的ナ公

正ナ人ヲ選ブコトニナルト思ヒマス、
調停ノ時ハ勞働委員會ノ「メンバー」カ
ラ、或ハ中央委員會カラ、七名、七名、
七名ト二十一一名デアリマスルカラ、其
ノ中カラ出シテ行クト云フコトニナツ
テ居リマス

○吉田久君 本案ノ二十一條デハ「調
停委員會ノ委員ハ、勞働委員會ノ委員
ノ中カラ、勞働委員會ノ會長ガこれを
指名スル」コトニナツテ居ルノデアリ
マスガ、勞働委員會ノ會長ハ、勞働委
員會ノ委員ノ中カラ、此ノ人ハ使用者
側ノ代表ニ適當デアルト云フ人ヲ指名
シ、又此ノ人ハ勞働者側ノ代表委員ニ
適當ダト云フコトデ指名シ、又此ノ人
ハ第三者ノ委員トシテ適當ナデアアル
ト、斯ウ云フコトデ指名スルコトニナ
ルヤウデアリマス、サウナルト勞働委
員會ノ會長ガ自分ノ裁量デ、此ノ人ハ
使用者側ノ委員、此ノ人ハ第三者ノ委
員ト云フヤウニ決メルコトニナリマシ
テ、果シテ其ノ指名サレタ人ガソレダ
ケノ資格ヲ持ツテ居ルデアアルカドウ
カト云フコトニ付テ、爭ガ起リハシナ
イカト思フノデアリマス、此ノ點ハ當
初ニ私ハ自分ノ疑ヲ披瀝シテ置イタノ
デアリマス、デアリマスカラ、矢張り
此ノ勞働委員會ノ委員ノ中ニモ、調停
委員會ヲ設ケル場合ニハ、調停委員會
ノ中デ、此ノ人ハ使用者側ノ委員、此
ノ人ハ勞働者側ノ委員、此ノ人ハ第三
者側ノ委員ト云フヤウニ、矢張り色分
ケシテ、豫メ決メテ置ク方ガ正當デハ
ナカラウカ、其ノ中カラ適當ニ會長ガ
指名スルコトニナリタイト會長ノ指名
ガ唯漠然ト委員會ノ委員ノ中カラ調停
委員會ノ委員ヲ指名スルコトニナル
ト、非常ニ錯雜シテ來ルコトニナリハシ
ナイカ、又其ノ指名ガ時ニハ違フト云

フヤウナコトガアリハシナイカト云フ
コトヲ慮レルノデアリマス、勞働委員
ニ付キマシテハ、今説明ヲ承リマシタ
ガ、私ノ間ハムトスルノハ、調停委員
會ノ委員ハ、十九條ニ依ツテ、使用者ヲ
代表スル委員、勞働者ヲ代表スル委員
及ビ第三者デアアル委員カラ構成サレ
ルコトニナツテ居ル、而シテ二十一條ニ
於テ、調停委員會ノ委員ハ勞働委員會
ノ會長ガ之ヲ指名スルコトニナツテ居
リマスカラ、其ノ會長ガ指名スル場合
ノ據リ所「リスト」、其ノ「リスト」ノ
色分ケト云フモノヲ豫メハツクリシテ
置ク方ガ宜イノデアハナカラウカト云フ
コトニ付テ御尋ネ致シタイノデアリマ
ス

○國務大臣(河合良成君) 勞働委員會
ノ構成ハ、是ハ勞働者代表カラ何名、資
本家代表カラ何名、第三者代表カラ何
名ト云フ、初メカラチヤント「マーク」
サレテ出テ居リマス、ソレダカラ勞働
者代表ハ誰ト誰ト資本家代表カラハ誰
ト誰ト第三者代表ハ誰ト誰ト云フコトガ、ハツキ
リ分ツテ居リマス、ソレダカラ其ノ中
ノ誰ヲ出スカ、勞働者側ハ七人ノ中誰
ヲ出スカト云フコトハ議長ノ權限ニナ
ル譯デアリマスカラ、其ノコトハ運用
上少シモ差支ヘナイト思ヒマス

○吉田久君 サウスルト、今厚生大臣
ノ仰ツシヤツタコトハ、勞働組合法ニ
規定サレテ居ルノデアリマスガ
○國務大臣(河合良成君) 其ノ通りデ
ゴザイマス

○吉田久君 最初カラ「マーク」ガ付ケ
ラレテ、是ハ勞働者側ノ委員、是ハ資
本家側ノ委員ト云フコトデ、委員ノ任
命ガアル譯デスネ、任命ト云ツチャ語弊
ガアルガ……
○國務大臣(河合良成君) 是ハチヤン

ト、組合法ト施行規則ニ依ツテハツキ
リ決ツテ居リマス

○中山太一君 此ノ條文ニ付テハ、第
三十六條ノ「工場事業場における安全
保持ノ施設ノ正當な維持又は運行を停
止し、又はこれを妨げる行為ハ、爭議
行為としてこれをなすことはでき
ない」此ノ出來ナイト云フ意味ハ、例
ヘバ炭礦ニ爭議ガ起ツタ時ニ電動機ヲ
止メル、水揚ゲノ作業ヲ止メタ時ニハ
廢礦ニナル、其ノ事業モ毀滅スルガ、
國家ノ大切ナ機關ガ取返シノ附カヌヤ
ウニナル、又鑛鑛鑛等ノ場合、鑛鑛鑛
ノ火ヲ消シテシマヘバ、唯勞働爭議トシ
テノ爭デナク、根本ニ大キナ損害ヲ與
ヘルモノデアアル、斯ウ云フコトガイキ
ナイト云フコトデアアルノデアリマセウ
カ、外ノ意味デアアルノカ、ソレハ一ツ
伺ヒタイト思ヒマス、第二ニハ、第四
十條ノ「使用者ハ、この法律による勞
働爭議ノ調整をなす場合において勞働
者ガなした發言又は勞働者ガ爭議行為
をなしたことを理由として、その勞働
者を解雇し、その他これに對シ不利な
取扱をする事はできない。但し、勞
働委員會ノ同意があつたときは、この
限りでない」ト云フコトデアリマスガ、
是ハ普通ノ勞働爭議デアツテ、所謂暴
行、脅迫、威嚇其ノ他不當不正ノ行為ガ
アツタ場合ハ、是トハ違フト思ヒマス
ガ、犯罪行為モスル位ノモノデアアルカ
ラ、是ハ此ノ四十條ノ規定トハ別ダト
思ヒマスガ、之ニ對シテ御考ハ如何デ
ゴザイマスガ、ソレカラ附則ノ一番末
文ニ「使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組
合員ナルコト、勞働組合ヲ結成セント
シ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ勞働
組合ノ正當ナル行為ヲ爲シタルコトノ
故ヲ以テ其ノ勞働者ヲ解雇シ其ノ他之

○國務大臣(河合良成君) 勞働委員會
ノ構成ハ、是ハ勞働者代表カラ何名、資
本家代表カラ何名、第三者代表カラ何
名ト云フ、初メカラチヤント「マーク」
サレテ出テ居リマス、ソレダカラ勞働
者代表ハ誰ト誰ト資本家代表カラハ誰
ト誰ト第三者代表ハ誰ト誰ト云フコトガ、ハツキ
リ分ツテ居リマス、ソレダカラ其ノ中
ノ誰ヲ出スカ、勞働者側ハ七人ノ中誰
ヲ出スカト云フコトハ議長ノ權限ニナ
ル譯デアリマスカラ、其ノコトハ運用
上少シモ差支ヘナイト思ヒマス

○吉田久君 サウスルト、今厚生大臣
ノ仰ツシヤツタコトハ、勞働組合法ニ
規定サレテ居ルノデアリマスガ
○國務大臣(河合良成君) 其ノ通りデ
ゴザイマス

○吉田久君 最初カラ「マーク」ガ付ケ
ラレテ、是ハ勞働者側ノ委員、是ハ資
本家側ノ委員ト云フコトデ、委員ノ任
命ガアル譯デスネ、任命ト云ツチャ語弊
ガアルガ……
○國務大臣(河合良成君) 是ハチヤン

○國務大臣(河合良成君) 勞働委員會
ノ構成ハ、是ハ勞働者代表カラ何名、資
本家代表カラ何名、第三者代表カラ何
名ト云フ、初メカラチヤント「マーク」
サレテ出テ居リマス、ソレダカラ勞働
者代表ハ誰ト誰ト資本家代表カラハ誰
ト誰ト第三者代表ハ誰ト誰ト云フコトガ、ハツキ
リ分ツテ居リマス、ソレダカラ其ノ中
ノ誰ヲ出スカ、勞働者側ハ七人ノ中誰
ヲ出スカト云フコトハ議長ノ權限ニナ
ル譯デアリマスカラ、其ノコトハ運用
上少シモ差支ヘナイト思ヒマス

○吉田久君 サウスルト、今厚生大臣
ノ仰ツシヤツタコトハ、勞働組合法ニ
規定サレテ居ルノデアリマスガ
○國務大臣(河合良成君) 其ノ通りデ
ゴザイマス

○吉田久君 最初カラ「マーク」ガ付ケ
ラレテ、是ハ勞働者側ノ委員、是ハ資
本家側ノ委員ト云フコトデ、委員ノ任
命ガアル譯デスネ、任命ト云ツチャ語弊
ガアルガ……
○國務大臣(河合良成君) 是ハチヤン

ニ對シ不利ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ、是ハ勞働組合モアルカラ、當然ノコトデアリマスガ、一方勞働權ハ萬人ニ與ヘラレ居ルコトデアリマシテ、又組合員ナラザルガ故ヲ以テ解雇シ、又ハ解雇セシメルト云フコトハ出來ナモ管デアリマスガ、假令組合ガアツテモナクテモ、組合員デアルトカナイトカ云フ理由ヲ以テ、他ノ理由ナラ別デアリマスガ、是ハ出來ナイモノダト思ヒマスガ、此ノ三ツニ對スル厚生大臣ノ御答辯ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(吉武惠市君) 御尋ノ第三十六條デアリマスアレドモ、茲ニアリマスル、安全保持ハ、生命、人命ニ對スル安全保持デゴザイマス、ソレ等ニ付キマシテハ、ソレノ鑛山其ノ他ニ於テモソレハ規則デアリマシテ、サウ云フモノニ違反シテハハナジスヤウニナツテ居ル、處方御承知ノヤウニ組合法律ハ、正當な行為ニ付テハ刑法ノ違法性ヲ阻却シテ居リマスカラ、若シ片一方ノ法律ナリ規則デ、サウ云フ安全保持ノ義務ヲ認メテ置キマシテモ、正當ナ「ストライキ」デ業務ヲ止メタ時ニ、ソレガ處罰サレナイ、ヤツテモ宜シト云フコトニナリマシテハ困リマスノデ、之ヲ以テ、正當な爭議行為トシテヤル場合デモ、安全保持ノ義務ハ履行シナケレバイカヌト云フコトヲ規定シタノデアリマス、之ニ付キマシテハ別ニ罰則ガゴザイマセヌハ、ソレゾレノ法規ニソレゾレノ制裁規定ガゴザイマスカラ、ソレガ適用ニナル譯デアリマス、從ツテ鑛山等ハ之ニ入ツテ居リマセヌ、ソレハ鑛山等ノ火ヲ止メタラドウ處罰スルカ云フ安全保持ノ規則ハナイコトト思ツテ居リマス、ソレカラ次ノ第四十條デゴザイマスル

ガ、四十條ハ勿論正當な爭議行為ヲシタ者ヲ保護スル趣旨デゴザイマスノデ、若シサウ云フ不當な爭議行為ヲシタ者モ解雇ガ出來ナイト云フコトデハ困リマスルカラ、サウ云フ判定ヲ勞働委員會ノ討議ニ掛ケテ、斯ウ云フ行為ヲシタノデアルカラ解雇スルカ云フ、委員會ニ掛ケテ委員會ガ認メタト云フコトデアレバ解雇ガ出來ルヤウニシテアルノデアリマス、ソレカラ附則ニ置キマシタ勞働組合法第十條ノ規定モ、同様ニ勞働權ノ保障ヲシタノデアリマスガ、御承知ノヤウニ勞働組合法デハ、勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ解雇シテハイカヌト云フコトデケデアリマス、指示事項今日迄ノ間、組合ハマダ出來ナイガ、組合ヲ作ラウト思ツテ活動シテ居ルト云フ、アレハ組合ヲ作ラウトシテ居ルカラト云フノデ解雇シテ居ル事例ガ出テ參リマシタノデ、ソレデハ困ルカラ、組合ヲ結成セムトスル者ヲ解雇スルコトモイケナイト云フコトヲ入レタノガ一ツ、モウ一ツハ云フコトデ解雇スルコト云フコトガアツテハイカヌト云フノデ、是ハ初メノ勞働組合法ノ十一條ノ精神トチヨットモ變ツテ居ナイデアリマスガ、法律ト云フモノハ、規定スルソレヲ矢張り嚴格ニ狹ク解釋スルコトニナリマスノデ、是等ヲ含メテ改正スルコトニシタノデアリマス、是ハ只今御話ノアリマシタルヤウニ、組合員タルノ故デ解雇シテハナラヌト云フノデ、他ニ正當な事由ガアレバハ已ムヲ得ナイ、併シ他ニ事由ガアルト云フコトヲ名目ニシテ勞働組合員ヲ解雇スルコト云フコトハイカヌト思ツテ居リマス、他ニ本當ニ事由ガアレバハハ構ハヌト思ヒマス

○中山太一君 今ノ附則ノコトハ、本員ノ御尋ニシタコトトチヨット違ツテ居リマシタ、勞働組合關係、又爭議關係、組合ノ結成シヨウスル爲ニ解雇出來ヌノハ當然デ、之ニ付テハ何等ノ疑義モ、疑問モ持ツテ居リマセヌ、勞働組合ガ結成サレテ盛ニナツテ來タ時ニ組合員デナイ者ヲ使フコトガ出來ズ、組合員デナイ者ハ解雇スルコトガ出來ル、斯ウ云フ強制的ノ要求ガ方々ニ起ルガ、是等ノ人モ同ジコトデ此處デ法律ノ保護ヲ受ケテ居ル、勞働權ト云フモノハ立派ニアル管デアル、ソレヲ排除スルコト云フコトハドウデアルカ、新シク何カ協約デ出來テ、組合員デナイ者ハ成ルベク使ハヌヤウニスルノハ別デアルガ、入ラヌカラト云フコトハハ公平デナイト思ヒマス、又平等ニ扱ハルベキモノデ、斯ウ云フコトガアリ御意見ヲ伺ヒタイ、ソレカラモウ一ツハ先程ノ鑛山ノコトデスガ、是ハ一般ノ國民生活ノ上ニ大キナ影響ガアルト云フ意味デ、鑛山等ガ止ラレテ何十日カ用ヲナサヌ時ニハ、他ノ工業ガ皆休止シナケレバナラヌト云フヤウな場合ガ起ツテ、失業者ヲ續出スルコト云フ色ノコトガ起ツテ來ルト思ヒマス、是ハ實際ニ當ツテ段々研究サレト思ヒマスガ、是ハ別デアリマスガ、唯鑛山等ニ於テ生産管理ノ名目ニ依ツテ、之ヲ止メテシマヘバ人命ニ關係スルカラ俺達ノ方ガ管理シテ行クノダト云フ斯ウ云フ名目ガ、今迄爭議ノ時ノ口實ニナツテ居ル、是ハハツキリシタ、今ノ御説明ニ依ツテ爭議ノ範圍ニ入ルベキデハナイト云フコトニナリマスレバ、

今ノ人命ニ關スル安固ノ爲ニ、水ヲ揚ゲル「ポンプ」ヲ動かスカ、或ハ空氣ヲ送ルカ、其ノ他ノ作業ハ、是ハ繼續シナケレバナラヌト云フ場合ニ行ハレテ行クト云フコトガ別ニナツテ居レバ、是等ノ生産管理ノ職務ノ目的ニナラヌコトガ分リマシタカラ結構デアリマス、最後ノ附則ノ所デケラモウ一度御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、私ハソレデ質問ヲ打切りマス

○政府委員(吉武惠市君) 只今ノ三十六條ノコトハ、是ハ爭議行為ニナルカドウカト云フコトデナシ、サウ云フ行為ヲ止メテハイケナイゾ、斯ウ云フコトデアリマス、爭議全體ガ「ストライキ」ナラ「ストライキ」トシテヤツテ居ル時ニ、其ノ安全保持ノ仕事ダケハ止メチヤイケナイゾト云フ、斯ウ云フコトデアリマスカラ、御了承ヲ戴キタイト思ヒマス、ソレカラ最後ノ附則ノ點ハ、是ハ團結權ヲ保障シタ規定デアリマス、ソレデ結局個々ノ勞働者ト云フスルコト云フ趣旨デヤナイ、組合ト云フ團結權ヲ保障シテ居リマスカラ、其ノ團結權ヲ阻害スル行為ハイケナイゾト云フコトデアリマスカラ、組合員デアルト云フコトノ故ヲ以テソレヲ解雇シテハイケナイ、サウ云フコトデアリマス、ソレカラ組合員デナイ者ノ解雇ハ之ニ入ラヌ譯デアリマス

○中山太一君 今ノ三十六條ノコトハ、御説明ノ通り、私モ其ノ意味デ質問シタノデアリマスカラ、是ハ異議ハアリマセヌガ、最後ノ所ハ其ノ反對ノ現象ガ屢々起ル、之ニ對シテ政府ノ御考ハドウデスカ、ソレヲ強要サレル場合ガアルガ、ソレニ對スル政府ノ御考ハドウデアアルカト云フコトナシ、此ノ文ノ解釋デナク、丁度其ノ反對ニ、

一方ハ保護サレテ居ルガ、一方ノサウデナイ者ハ保護サレナイガ、ソレハ政府ノ趣旨デアアルカドウカト云フコトデアリマス

○政府委員(吉武惠市君) 政府ノ趣旨トシテハ、組合員デナイ者モ、之ヲ解雇スルコトハ決シテ好ム所デハゴザイマセヌ、唯併シ組合工場ト間ニ勞働協約、團體協約ヲ締結サレル場合ニ、一應「クローズド・ショップ」ト云フ制度ガゴザイマシテ、自分達ノ組合員以外ノ者ハ雇ハナイト云フコトヲ使用者トノ團體協約決メラレテ居ルモノガアリマス、是等ニ於キマシテ、詰リ組合員デナイモノハ雇ハナイト云フ約束ヲシテ居リマスカラ、ソレニ基イテ採用サレナイト云フ、或ハ解雇スルコト云フ問題ガ出テ來ルカト思ヒマス

○中山太一君 御説明能ク分リマシタ、私モ此ノ本文ニ於テサウ云フ差別ガアツテハイケナイ、協約ノ方ハ、是ハ雙方ノ意思ガ一致シタノデアルカラ、是ハ別デアリマス、ソレデ御説明デ全部ヲ解シマシタ、私ハ是デ質問ヲ打切りマス

○委員長(男爵渡邊修二君) 他ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○吉田久君 第三者ノコトニ付テチヨット御尋ネ致シマスガ、勞働組合法ノ第二十六條デ「第三者ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委託スベキモノトス」トアリマス、サウ致シマス、第三者委員ハ、使用者ヲ代表スル委員ト、勞働者ヲ代表スル委員ガ出來マシタ上デ其ノ同意ヲ得テ出來ルヤウデアリマスガ、此ノ點ハ如何デアリマスカ、實際のニ使用者ノ代表委員ト、勞働者ノ代表委員ガ全部同意シマセヌト、要ス

ルニ官廳ハ第三者委員ヲ獎勵スルコトガ出來ナイコトニナルデアラウカド
ウカ、絕對的ノモノデアラカドウカ、
若シ絕對的ノモノトスレバ、其ノ同意
ハ果シテ所期サレモノデアラカドウ
カト云フコトニ付テ御伺ヒ致シタイ
思ヒマス

○國務大臣(河合長成電) 組合法ノ規
定ニ依リマシテ、今御話ノ通りニ、第
三者委員ノ選定ハ勞働者委員及資本家
委員ノ同意ヲ得ルコトニナツテ居リ
マスガ、併シドウシテモ同意ヲ得ルコ
トガ出來ヌ場合ニハ、厚生大臣及地方長
官ハ職權ヲ以テヤルコトガ出來ル途ガ
開イテアリマス

○吉田久君 何條デデスカ

○國務大臣(河合長成電) 施行令第三
十七條ノ末項デアリマス

○委員長(男爵渡邊修二君) 他ニ御實
疑ハゴザイマセスカ——質疑ハ終了シ
タモノト認メマス、討論ニ入りマス

○種田虎雄君 私人本案ニ賛成スル者
デアマスガ、簡單ニ所見ヲ披露シタイ
ト思ヒマス、現行ノ勞働爭議調停法ハ
大正十五年ニ制定サレタモノデアリ
マシテ、既ニ二十數年ヲ經過シテ居リ
マス、政府ノ御説明ニ依リマスルト、其
ノ間ニ取扱ハレマシタ所謂爭議調停
關係ノ件數ハ僅ニ六件デアツタ、斯ウ云
フコトナンデアリマス、如何ニ現行勞
働爭議調停法ガ效力ツテ居ラナイカト
云フコトハ、此ノ事實ヲ以テ見テモ明
カナコトト思フデアリマス、殊ニ現
在ノヤウナ勞働情勢下ニ於キマシテ、
ドウシテモ此ノ現行ノ勞働爭議調停法
ノ色々ノ缺陷ヲ是正致シマシテ、新法
ヲ制定スルト云フコトハ已ムヲ得ナ
イコトデアル、此ノ新シイ勞働爭議調停
法ト勞働組合法トハ所謂表裏一體ヲ成

シマシテ、我が國產業ノ平和的再建ヲ
期シテ行カウト云フ意圖ノ下ニ立案サ
レタモノト思フデアリマス、偶々其
ノ制定ノ時期ガ少シ勞働組合法ヨリモ
遅レテ居リマスガ爲メ、立案ノ趣旨
ニ付テハ、政府ハ相當詳細ノ度ニ御説
明ニナツテ居ルデアリマスルケレド
モ、一部ニハ本法案ガ勞働組合運動ヲ
彈壓スルモノデアル、斯ウ云フ強イ反
對意見ガ行ハレテ居ルト云フコトハ誠
ニ遺憾ナコトデゴザイマスルガ、其ノ
主張ニモ亦傾聴スベキモノアリト信ズ
ルデアリマス、擬テ本法案ハ、其ノ
内容ヲ檢討シテ見マズルノニ、先ヅ立
法ノ目的精神ヲ闡明サレマシテ、次ニ
勞働爭議及爭議行為ノ觀念ヲ定義アレ
テ然ニ防止スル方法ニ付キマシテ、或ハ
斡旋、調停、仲裁等ニ關シマシテ、詳
細ナル規定ヲ設ケラレテ居ルデアリ
マス、而モ是等ノ方法ハ強制スルコト
ナク、飽ク迄モ爭議ノ解決ハ勞働關係
者ノ自主的解決ニ俟ツ建前ヲ執ツテ居
ラル、ノデアリマス、斯クノ如キ立法
ハ極メテ民主的ノ進ンダモノト思フ
デアリマス、併シナガラ爭議解決ノ重
要ナル役割ヲ果サナケレバナラス勞働
委員及ノ任務ハ極メテ重大デアリマシ
テ、其ノ構成委員中ノ第三者所謂中立
委員デアリマスガ、此ノ委員ニ付キマ
シテハ、本委員會ニ於キマシテモ各委
員カラ其ノ選定ニ付テ強ク色々ノ御意
見ガ出ア居リマスルガ、此ノ中立委員
ハ勞資雙方ヨリ公正ナル人物ヲ選バ
レ、雙方ノ信用ヲ得ルノニ非ザレバ、
如何ナル仲裁モ調停モ其ノ效ヲ發揮シ
得ナイト思フデアリマス、ソレ故ニ
政府ニ於カレマシテハ特ニ此ノ人選ニ
付テ慎重ナル態度ヲ以テ御選定アラム

コトヲ切望スルデアリマス、最モ本
法案ノ論議サレマシタ點ハ、爭議行為
ノ制限禁止ニ關スル規定デアリマス、
併シ此ノ規定ハ民主主義ノ先進國ト云
フベキ諸國ニ於キマシテモ、此ノヤウ
ナ規定ハ設ケラレテ居ルデアリマ
ス、我が國ノ如ク一般ニ未ダ正當ナル
民主主義ガ徹底シテ居リマセヌ現段階
ニ於キマシテハ、假令理想ト致シマシ
テハ好マシクナイ、規定デアリマシ
テモ、過渡的ニハ已ムヲ得ナイ規定デア
ルト思ハレルデアリマス、要スルニ
法ハ死物デアリマシテ、之ヲ活用スル
人如何ニ依ツテ其ノ效果ヲ發揮スル
デアリマス、ソレ故ニ本法案ノ精神
ヲ、勞働關係者ニハ申スニ及バズ、廣
ク一般國民ニ對シマシテ如何ニシテ之
ヲ徹底セシメルカ、又法ノ運用ニ際シ
マレテハ、末端行政ノ側ニ當ル吏僚諸
氏ガ能ク法ノ精神ヲ吞込マレテ、巧ミ
ニ之ヲ實施シ得ルヤ否ヤト云フコトガ
極メテ重要ナル點デアルト思フデアリ
マス、殊ニ本法案ハ、先程モ申シマシ
タヤウニ相當強イ反對モアツタノデア
リマスルガ故ニ、其ノ施行ニ當リマシ
テハ細心周到ナル注意ヲ拂ハレ、萬全
ノ方途ヲ講スル必裂ガアト思フデア
リマス、尙且下政府ニ於テ研究立案中
ニ懸ツテ居リマスル勞働基準法ノ如キ
ハ、各方面ノ意見ヲ徵セラレマシテ、
十分ニ完全ナモノトシテ、早ク之ヲ御
制定ニナリ、成ルベク早イ機會ニ議
ニ提案サレマシテ、政府ノ誠意ノアル
所ヲ御示シマシテ、我が國民民主化ノ
先驅ヲナスベキ勞働組合運動ニ適止ナ
ル指針ヲ與ヘラレムコトヲ希望スル
デアリマス、以上簡單デアリマスルガ、
私ノ所見ヲ述ベマシテ本案ニ賛成スル
次第デアリマス

○男爵中村徹雄君 私人本法案ニ賛成
致シマスニ付テ、私ノ考ヘマシタコト、
希望致シマスコトヲ述ベタイト存ジマ
ス、本法案ハ勞働爭議ノ豫防、防止ノ
技術的制限デアツテ、ソレ以上ノモノ
ガハナイト云フコトヲ最初ニ厚生大臣
ガ申サレタデアリマスガ、サウ云フ意
味デハ大變消極的ナ性格ヲ持ツタモノ
ダト思フデアリマス、ソレデ此ノ前
ノ吉田委員カラノ質問ニ對シテ御答
中ニモ、勞働階級ノ民主主義化ト云フ
コトト、公共ノ福祉トノ間ニ交錯スル
線ヲ引クデアル、現下ノ如キ遲リ變
リノ時代ニハ之ヲ何處ニ引クカト云フ
コトガ極メテ重大ナル問題デアル、本
案ノ如キマア此ノ邊ノ所ガ其ノ線ヂヤ
ナイカト思フコト云フ風ニ言ハレタノ
デアリマスガ、私ハサウ云フ詰リ靜止
タ所ニ線ヲ一本引ク、靜態的ナ、「ス
タイニック」ナ言ヒ方ト云フモノハ、
本當ノ事情ヲ言ヒ表シテ居ナイノデ
ナイカト云フヤウニ感シタデアリマ
ス、即チ敗戦ヲ模シマシテ起リマ
シタ勞働攻勢ト云フヤウナモノ、サウ
云フモノニ對スル防禦的ナ意味ヲ本
案ハ持ツモノダト思フデアリマス、
即チモツト「ダイナミック」ニ、動態
的ニ考フベキ問題ト思フデアリマス、
ソレデ、サウ云フコトハ先日配付シ
戴キマシタ「アメリカ」ノ勞働協約ノ
内容ニ付テ戴キマシタ印刷物、アレト
最近我が國デ出來テ居リマス勞働協約
ノ内容ヲ見マスト、我が國ノ「アメ
リカ」ノソレニ比シテ著シク社會主義
的アリ、著シク「アメリカ」ニ較ベテ行
キアラウト思フデアリマス、ソレデ
ウ云フヤウニ考ヘマスト、先程山名男
爵カラ現在ノ調停機關ノ背景ヲ成スヤ

ウナ、更ニ大キナ機關ガ必要ヂヤナ
イカトカ、第三者ノ選定方法、或ハ之
ヲ與論ヲ背景トシタモツト強力ナモノ
シテハドウカト云フヤウナ御意見ハ、
確カニ必要ナコトデアルト思フデア
リマスガ、更ニソレヲ超エテ、既ニ本
委員會ノ席上デノ中山委員ノ御意見
トカ、山名委員ノ御意見ノ中ニ既ニ示
唆サレテ居リマスヤウニ、勞働、資本
更ニ消費者ノ立場ト云フヤウナモノ
含シタヤウナ新シイ……詰リ古イ勞
資協調デアナク、新シイ勞資協調ノ方
式ヲ發見スル時機ガ既ニ來テ居ル
デハナイカト思フデアリマス、ソレ
ハ本法案ノ存在其ノモノヲ不必要ト
シテシマフヤウナ、本法案ヲ死文化セ
シメルヤウナ新シキ勞資協調ノ新方
式ヲ我々ハ發見スベキ努力スベキ時
アルト私ハ思フデアリマス、私ノ
言ヒマスコトハ大變理想ノヤウニ聞
エマスケレドモ、私自身ハ必ズシモ
サウハ考ヘテ居リマセヌ、斯ウ云フ
ウニ希望致シマスコトヲ附加ヘマ
シテ、私ハ本法案ニ賛成スルモノデア
リマス

○吉田久君 私人過去ノ經驗ニ基キ
マシテ、本案ニ付キマシタハ協定及仲
裁ノ機關ヲ裁判所ノ所管トスベキデ
アル、而シテ調停ニ付テハ有權性ヲ要
スベキモノデアルト云フコトヲ申上
ゲタデアリマス、第二段ト致シマシ
テハ、裁判所ノ所管ヲ否ト致シマシ
テモ、勞働委員會ノ所管トシテ尙其ノ調停
ハ有權性ヲ認メ、之ニ對シテハ裁判所
ニ不服ノ申立テヲ許スベキデアルト
云フコトヲ主張致シタデアリマス、
モ其ノ主張ハ正當デアルト考ヘテ居
リマスノデ、當委員會ニ於キマシテハ、
是等ノ主張ニ付テ實ハ委員各位ノ決

案ヲテ戴キタイト考ヘテ居ラタノデア
リマスルガ、併シ該案ヲ實際問題トシ
テ考ヘマシテ、若シ私考ヘテ居ルコト
ガ幸ニ具現セラレテ本案ノ訂正ヲ見ル
ト云フコトニナリマス、本案ノ成立
ガ或ハ阻止サレルコトニナリハシナイ
カト云フコトヲ考ヘマシテ、若シサウ
云フコトニナリマストハ遺憾ナコト
デアルト思ヒ直シタノデアリマス、ト
申シマスルノハ、本案ハ勞働關係ノ調
整法律トシテ、勞働組合法ニ基ク勞働
爭議ヲ解決スル爲ニハ役立ツ法律デア
ルト云フコトヲ考ヘルカラデアリマ
ス、但シ其ノ役立ツノニドレダケノ機
能ヲ發揮スルカト云フコトハ私ハ疑問
ニ致シテ居リマス、併シナガラ兎ニ角
モ現下ノ情勢ニ照シマシテ、此ノ法案
ガ法律トシテ世ノ中ニ出テ、サウシテ
勞働爭議ノ解決ニ役立ツト云フコトニ
ナレバ、非常ニ結構ナコトデアルト考
ヘマス、非ニ其處デドウシテモ是ハ實
際的ニハ法律トシテ成立セシメナケレ
バナラヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘ直シマシ
タ、左様ナ次第デ、私モ第一段、第二
段ノ主張ニ付キマシテハ敢テ委員諸君
ノ御意見ヲ具體的ニ求メルコトハ致シ
マセヌガ、併シナガラ本案ガ法律トシ
テ世ノ中へ出マシテ、サウシテ其ノ實
際ニ施行セラレマシタ運用ニ鑑ミマシ
テ、或程調停ノ機構ヲ變ヘル方ガ宜シ
イノデアルト云フコトニ相成リマシタ
ナラバ、是ハ一ツ其ノ機構ヲ變更スル
用意ヲ政府ニ於テモ心得ラレタイト云
フコトヲ御願ヒ致シマシテ、本案ニ付
テハ私ハサウ云フ趣意ニ於テ賛成ノ意
思ヲ表明致ス者デアリマス

○中山太一君 非常ニ同意ナキ質疑應
答モ出来、議院會デモ尚ヒマシタカラ、
賛成ヘナカッタラ之ヲ以テ討論終結シ
カ
テ戴キタイト思ヒマスガ、ドウデセウ
○委員長(男爵渡邊修二君) 討論終結
シテ御異存ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○委員長(男爵渡邊修二君) 御異議ナ
イト認メマス、採決ニ入りマス、勞働
關係調整法案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請
ヒマス
〔總員起立〕
○委員長(男爵渡邊修二君) 全會一致
ト認メマス、仍テ本法案ハ可決セラレ
マシタ、連日御苦勞様デゴザイマシタ、
散會致シマス
午後零時二十五分散會
出席者左ノ如シ
委員長 男爵渡邊 修二君
副委員長 子爵高木 正得君
委員
侯爵東郷 彪君
伯爵王生 基泰君
子爵秋月 種英君
子爵松平 乘統君
子爵大久保 教尙君
子爵三宅 直胖君
桑木 嚴翼君
吉田 久君
男爵松本 本松君
男爵山根 健男君
男爵山名 義鶴君
男爵中村 徹雄君
種田 虎雄君
我妻 榮君
正田貞一郎君
竹中藤右衛門君
中山 太一君
片倉兼太郎君
古垣 鐵郎君

國務大臣
厚生大臣 河合 良成君
政府委員
厚生事務官 吉武 惠市君
同 富樫 總一君